

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 試行雇用奨励金

**Q** : 経験のない人を雇用する場合、奨励金がもらえる制度があるそうですが、どのような内容になっているのですか？

**A** : 次のような内容になっています。

### 【解説】

ハローワークでは、異業種に転職する者を支援するための「トライアル雇用」という制度を設けています。

会社がこのトライアル雇用対象社員を試行雇用(原則3ヶ月)として雇い入れた場合は、一定の奨励金が支給されることとなっています。

トライアル雇用対象社員とは、次の人をいいます。

- ① 中高年齢者(45歳以上65歳未満)
- ② 若年者(35歳未満)
- ③ 母子家庭の母等
- ④ 障害者
- ⑤ 日雇社員
- ⑥ ホームレス

※ ①から③の対象者については、試用雇用後、常用社員へ移行することが前提となります。

支給される額は、対象者一人につき月5万円です。ただし、対象者が支給対象期間の途中で離職した場合や常用へ移行した場合で、1ヶ月に満たない雇用期間がある場合は、5万円を日数で按分計算します。

なお、この制度を受けるには、トライアル雇用実施計画書及びトライアル雇用結果報告書その他一定の書類の提出が必要です。

